

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月29日
【会社名】	株式会社小僧寿し
【英訳名】	Kozosushi Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森下 將典
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地三丁目9番9号
【電話番号】	03 - 6226 - 4400 (大代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 笹田 耕之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地三丁目9番9号
【電話番号】	03 - 6226 - 4400 (大代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 笹田 耕之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月25日開催の当社第48回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第24条第2項及び第31条第2項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第24条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第24条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第31条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

森下將典、良本宜之、西澤淳及び檜垣周作を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

尾崎富彦、村田聡及び齊藤隆光を監査役に選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

赤坂・海生公認会計士共同事務所を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	114,452	2,046	-	(注)1	可決 98.24
第2号議案 取締役4名選任の件					
森下 將典	112,765	3,736	-	(注)2	可決 96.79
良本 宜之	112,715	3,786	-		可決 96.75
西澤 淳	112,784	3,717	-		可決 96.81
檜垣 周作	112,824	3,677	-		可決 96.84
第3号議案 監査役3名選任の件					
尾崎 富彦	113,032	3,469	-	(注)2	可決 97.02
村田 聡	113,046	3,455	-		可決 97.03
齊藤 隆光	113,003	3,498	-		可決 97.00
第4号議案 会計監査人選任の件	114,091	2,410	-	(注)2	可決 97.93

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上